

## 1 概要

東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向け、政府として、本格的な復興の取組の段階に至るまでの当面3か月程度の間に取り組んでいく施策について、被災者生活支援チーム（旧被災者生活支援特別対策本部）において取りまとめ、東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部（本部長：内閣総理大臣、本部員：全大臣等）において決定するもの。

## 2 当庁関係の施策

「8. 被災者対策全般に係る事項」として、「(2) 地域の安全と交通の円滑の確保」が盛り込まれている。

### (2) 地域の安全と交通の円滑の確保

- 被災地ならではの手口の犯罪や震災に便乗した犯罪の発生が、治安に対する不安を高めている。また、今後の復旧・復興に伴い増大する交通量に対応していく必要がある。
- そのため、被災地への応援部隊派遣による警察力の強化や被災した警察施設、交通安全施設等の復旧により、パトロールや犯罪取締りの強化、交通の安全と円滑の確保に取り組む。

## 3 今後の予定

来週中 東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部決定

## 1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁では、第4四半期監察の全国統一実施項目を「初動警察刷新強化に向けた施策の推進状況」及び「警察による相談業務の実施状況」と定め、2(1)及び(2)の各項目について、警察庁本庁は警視庁など12都道府県警察に対して、管区警察局は35府県警察に対して、監察を実施した。

## 2 監察実施結果

### (1) 初動警察刷新強化に向けた施策の推進状況

#### ア 初動警察刷新強化に向けた基本的な取組及び事案対応能力強化の推進状況

- 警察署においては、当直時の重大事案を想定した実戦的訓練の実施が低調な事例が認められたため、改善するよう指導した。

#### イ 通信指令機能の強化の推進状況

- 本部においては、通信指令室において、受理と指令の分離を図るために必要な体制が確保されていない事例が認められたため、改善するよう指導した。

#### ウ 通信指令を担う人材の育成等の推進状況

- 本部においては、地域部門以外の警察官も対象とした通信指令技能検定制度や、通信指令技能伝承制度を整備した上で、適切に運用していた。

### (2) 警察による相談業務の実施状況

#### ア 相談業務に関する指導教養状況

- 当直体制時等において、相談者等に危害が及ぶおそれのある相談を受理した時の措置について、警察署での指導教養が徹底されていない事例が認められたため、改善するよう指導した。

#### イ 相談業務の組織的な管理状況

- 警察署においては、取り扱った相談を確実に記録化していなかったり、相談係において相談未処理事案の進捗状況を適切に把握していないなど、組織的な相談対応の実施が徹底されていない事例が認められたため、改善するよう指導した。

#### ウ 相談情報の集約及び効果的活用並びに関係機関との連携等の状況

- 本部においては、集約した相談情報を関係所属に対してフィードバックして、相談情報の効果的活用に取り組んでいた。

## 3 今後の取組

今回の監察において不十分と認められた点については、今後の随時監察等を通じて、その改善措置状況を検証していく。

「被災地等における安全・安心の確保対策」（平成23年4月6日付け被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム決定）の改定について、5月11日の第3回ワーキングチームで決定。5月13日の犯罪対策閣僚会議において、同改定が報告されるとともに、本対策に基づく各省庁の取組についてフォローアップが行われる予定。

## 1 改定により盛り込まれた当庁関係の項目

### 【警戒区域や計画的避難区域等の原発周辺地域における治安の確保】

福島第一及び第二原子力発電所の周辺地域における治安を確保するため、警察を始めとする関係機関は、緊密に連携して必要な資機材の整備等を図り、行方不明者の捜索、警戒・警ら活動、警戒区域に出入りする車両に対する検問、避難住民による一時立入りに際しての支援等を効果的に進める。

## 2 「被災地等における安全・安心の確保対策」に基づく当庁の主な取組

- 犯罪の取締り機能の回復・維持  
特別機動捜査派遣部隊による初動捜査活動等の強化
- 震災に便乗した悪質商法、義援金名目の詐欺等への対策  
取締りの徹底、被害防止のための広報啓発活動の強化、犯罪利用口座凍結のための金融機関に対する情報提供の推進
- 適切な検視、身元確認等の推進  
広域緊急援助隊による遺体の検視等の強化
- 無人店舗、家屋等の防犯対策  
警備部隊・地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動の強化
- 避難所における防犯対策、相談への対応等  
女性警察官の特別派遣による相談対応、防犯指導等の強化
- 流言飛語への対応  
ウェブサイト等を通じた注意喚起の実施、被災者等の不安感を煽る書込みに係るサイト管理者等への適切な対応の依頼
- 交通秩序の回復  
道路交通情報の提供、交通整理等の街頭活動の実施
- 被災地等における安全確保のための警察活動基盤の整備  
警察施設、装備資機材、警察情報通信基盤の復旧に係る経費等の補正予算への計上



公安委員会	焼肉店における食中毒による	平成23年5月12日
説明資料No. 5	業務上過失致死傷容疑事案について	捜査第一課

### 1 発生（飲食）被害状況（5月11日現在）

- (1) 富山県事案（113名発症、うち3名死亡、32名入院）  
平成23年4月17日から24日までの間  
富山県砺波市内 焼肉店A砺波店他2店
- (2) 福井県事案（4名が発症、うち1名死亡、1名入院）  
平成23年4月17日  
福井県福井市内 焼肉店A福井渕店
- (3) 神奈川県事案（1名発症、入院）  
平成23年4月19日  
神奈川県横浜市内 焼肉店A横浜上白根店

※ 合計

被害発生は5店舗

被害者は118名発症、うち4名死亡、34名入院

### 2 死者（5月11日現在）

- (1) 富山県内 3名  
6歳男児（4月29日死亡）、43歳女性（5月4日死亡）、  
70歳女性（5月5日死亡）
- (2) 福井県内 1名  
6歳男児（4月28日死亡）

### 3 事案の概要

被害者らは、焼肉店各店舗で家族等とともに、生食肉等を飲食した後、体調不良となり発症して入院。うち4名が死亡したもの。

なお発症者のうちから、腸管出血性大腸菌（O111等）が検出されている。

### 4 捜査状況等

5月7日までに、富山・福井・神奈川各県警察本部及び警視庁による合同捜査本部を設置し、食肉の流通経路も含めた感染経路の解明に向け鋭意捜査中。

## 1 検挙状況《5月10日（前段期日後30日、後段期日後16日）現在》

	今回 H23.5.10現在		前回 H19.5.8現在		前回比	
	検挙件数	検挙人員(うち逮捕)	検挙件数	検挙人員(うち逮捕)	検挙件数	検挙人員(うち逮捕)
買収	204	348 (83)	282	413 (147)	-78	-65 (-64)
自由妨害	25	21 (18)	47	36 (31)	-22	-15 (-13)
詐偽登録 詐偽投票	12	13 (6)	33	36 (27)	-21	-23 (-21)
投票偽造	1	2 (2)	2	7 (7)	-1	-5 (-5)
投票干渉	1	2 (1)	3	8 (5)	-2	-6 (-4)
文書違反	13	17 (0)	3	2 (0)	10	15 (0)
選挙事務関係者 の選挙運動	5	5 (0)	2	2 (0)	3	3 (0)
政治資金規正法 違反	2	2 (2)	0	0 (0)	2	2 (2)
その他	14	5 (2)	17	8 (4)	-3	-3 (-2)
合計	277	415 (114)	389	512 (221)	-112	-97 (-107)

## &lt;主な検挙事例&gt;

買収(福井、埼玉、石川、大阪、兵庫、和歌山、長崎、大分)、投票偽造(静岡)  
政治資金規正法違反(北海道)

## 2 警告件数《5月10日（前段期日後30日、後段期日後16日）現在》

単位:件

	今回 H23.5.10現在	前回 H19.5.8現在	前回比
文書頒布	561	507	54
文書掲示	4,005	4,306	-301
言論	37	119	-82
その他	181	250	-69
合計	4,784	5,182	-398

(注) 今回の件数に宮城県は含まれていない。

## 1 趣旨

平成16年10月に制定された組織犯罪対策要綱（依命通達）について、犯罪のグローバル化対策等の重要施策の内容を取り込むとともに、最近の情勢の変化や対策の進展を踏まえた所要の改正を行うもの（平成19年4月に犯罪収益移転防止法の制定に伴う改正を行って以来の改正）

## 2 主な改正内容

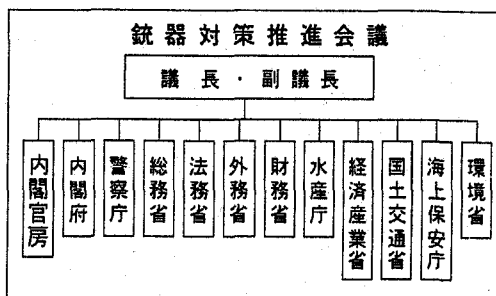
- 本年3月に犯罪インフラ対策プランが策定されたことを踏まえ、警察庁において策定する統一的戦略の対象として、犯罪組織等とともに、犯罪インフラを明記（第5の1）
- 指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任追及の支援、賞揚等禁止命令の効果的運用等、平成20年の暴力団対策法改正による規定を活用した暴力団対策を推進すべきことを明記（第7の1(2)ウ等）
- 暴力団対策の対象とすべき者として、暴力団の共生者を初めて位置付け、事件検挙や暴力団排除の枠組の活用により、暴力団との共生関係の瓦解を図るべきことを明記（第7の1(4)）
- 民間取引からの暴力団排除等の推進を図るため、平成19年に策定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に言及し、その普及に努めることを明記（第7の1(5)エ）
- 昨年11月に策定された薬物対策重点強化プランに示されたサイバー空間からの薬物密売事犯の根絶や薬物再乱用防止に向けた取組の推進を明記（第7の2(2)等）
- 昨年2月に犯罪のグローバル化に対応するための戦略プランが策定されたことを踏まえ、犯罪インフラ事犯の検挙、国際的な捜査協力、関係機関と連携した偽装滞在対策等により国際組織犯罪対策を推進すべきことを明記（第7の4）

## 3 改正（依命通達発出）予定日

5月12日

## 1 銃器対策推進会議

犯罪対策閣僚会議に設置されたもので、前年度の「銃器対策推進状況」の確認と今年度の「銃器対策推進計画」の策定を行う。



## 2 銃器対策推進要綱に基づく実施施策

- (1) 銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化
- (2) 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理
- (3) 水際対策の的確な推進
- (4) 国内に潜在する銃器の摘発等
- (5) 国際協力の推進
- (6) 国民の理解と協力の確保

## 3 平成22年度銃器対策推進状況(案)の概要(警察庁関係部分)

警察では、平成22年中、暴力団構成員等から98丁の拳銃を押収したほか、

- クリーン・コントロールド・デリバリー等の合同訓練の実施
- APEC開催に伴うテロ対策における銃器等の密輸入の阻止
- ガンマニア等への情報収集による改造拳銃所持事件等の検挙
- 「銃器犯罪根絶の集い・八王子大会」等の開催

等の取組を推進した(全拳銃押収丁数は397丁)。

## 4 平成23年度銃器対策推進計画(案)の概要(警察庁関係部分)等

警察では、暴力団が関与する銃器事犯の摘発強化のほか、

- 取締関係機関間の情報交換の緊密化や合同訓練の積極的な推進
- 運輸関係団体、漁業関係団体等に対する協力要請
- インターネット上の違法銃器に対する情報収集及び取締りの推進
- 銃刀法の的確な運用による厳格な銃砲行政の推進

等の取組を推進する。

特に、暴力団構成員等に係る拳銃摘発等の一層の強化のため、

- 暴力事犯・薬物事犯等の摘発強化や「拳銃110番報奨制度」の効果的な広報を通じた拳銃情報の追及・掘り起し等組織の総合力を発揮した拳銃情報の収集
- 内偵捜査及び捜索の更なる高度化
- 拳銃発砲事件に対する捜査強化及び突き上げ捜査の徹底
- 官民連携による暴力団排除活動と連動した違法銃器根絶活動

等を強力に推進する。



公安委員会 説明資料No. <b>9</b>	更新時講習の教材の在り方の 見直しについて	平成23年5月12日 運 転 免 許 課
---------------------------	--------------------------	-------------------------

## 1 改正の趣旨

昨年5月に行われた事業仕分けにおいて、更新時講習の教材の調達について、実質的な競争を確保し、コストを削減すべきとの評価がなされた。

これを受け、都道府県警察に対し、教材の調達について競争性の確保された契約方法を導入するよう指示するなどの取組みを進めてきたところであるが、更に受講者の負担の軽減をより確実なものとするため、教材の在り方を見直すこととしており、運転免許制度に関する懇談会（座長：石井威望東京大学名誉教授）から提出された「更新時講習の教材の在り方についての提言」の内容等を踏まえ、所要の見直しを行うもの。

## 2 主な内容

### (1) 教材の冊数の削減

現在教材は4冊配布されているが、内容に重複があるため、そのうち2冊（「交通の教則」と「人にやさしい安全運転」）について、内容を整理して分量を4分の1程度削減し1冊の新教本にまとめる。

### (2) 講習の内容に対応した教材の配布

優良運転者講習については、「安全運転自己診断」を配布しないこととし、(1)と併せて、教材の冊数を4冊から2冊とする。

### (3) 教材が有効に活用されるための工夫

最新の車両技術の活用方法等の実践的な事項を盛り込み、運転者にとって有益な情報の充実を図るなど、教材が有効に活用されるための工夫を行う。

### (4) 新教本に盛り込まれるべき事項を11項目に整理

## 3 意見公募手続の実施結果 [別添]

平成23年3月25日から同年4月23日までの間、「更新時講習の教材の在り方の見直し案」について意見公募手続を実施した結果、6件の意見が寄せられた。

## 4 今後の予定

見直しの内容を反映した通達を本日発出する予定。見直しの内容を反映した教材が更新時講習で使用されるようになるのは、平成24年4月以降となる見込み。

## 1 今回の事故の経緯

本年4月18日、栃木県鹿沼市において、歩道上を通行していた登校途中の小学生の列にクレーン車が突進し、児童6人が死亡する事故が発生した。5月9日、当該事故を起こした被疑者が自動車運転過失致死罪により起訴されたが、被疑者には、意識障害を伴う発作を起こす持病があり、事故に際しては、発作が起きて意識を喪失していたものと認められたことから、同種事故の再発防止に向けた取組を推進するもの。

## 2 今回の事故を受けた取組

### (1) 適正な申告を促すための取組

#### ア 都道府県に対する指示

##### (ア) 運転適性相談の確実な実施

一定の病気による免許の拒否、取消し等に関する問い合わせへの適切な対応の推進、運転適性相談に関する周知の徹底、相談窓口の態勢整備及び関係団体との連携の徹底等により、運転適性相談を確実に実施すること。

##### (イ) 申告欄による正確な申告を促すための工夫等

一定の病気にかかっている者等が申請する場合の申告欄の記載例の備付け、申告欄による申告が必要であることを周知する内容のポスターの掲示等により、正確な申告を促すための工夫を行うこと。

#### イ 関係団体に対する協力依頼

##### (ア) 社団法人日本てんかん協会への協力依頼

以下の事項を会員に周知するよう依頼。

- ・ 免許を取得する前に、必要に応じて、警察に相談すること。
- ・ 免許の申請時又は免許証の更新申請時に、病状等を正確に申告すること。
- ・ 自動車等の運転に支障がある場合には、運転を控えること。

##### (イ) 社団法人日本医師会及び社団法人日本てんかん学会への協力依頼

医師による診察の機会等を利用した(ア)に掲げる事項の周知のほか、診断書の作成等、臨時適性検査の円滑な運用への協力を依頼。

### (2) 不自然な供述をする者に対する捜査の徹底等

交通事故時に不自然な居眠り運転を主張する者等について、供述が客観的な事故状況に照らして不自然である場合には、事故の背景に一定の病気がある可能性を念頭に通院歴等の捜査を徹底すること。また、一定の病気にかかっていると疑われる者を認知した場合には、行政処分担当に速やかに連絡すること。

## 1 事案の概要

- 5月1日（日）午後11時35分（日本時間2日（月）午後0時35分）頃、オバマ米国大統領が、「アル・カーイダ」指導者のオサマ・ビンラディンが米国の作戦行動により死亡した旨を発表した。
- 米国は、昨年8月に端緒情報を入手し、数か月を要して潜伏先を突き止め、同日、特殊部隊により、パキスタンのカイバル・パクトゥンクワ州アボタバードに所在する住宅を、事前にパキスタンの了解を得ることなく急襲し、戦闘の後、オサマ・ビンラディンを殺害した。同人の遺体は、米国によりアラビア海で水葬された。

## 2 警察のとした措置

### (1) 警察庁警備対策室の設置

5月2日（月）午後1時、警察庁に警備対策室を設置した。

ア 名称

オサマ・ビンラディン死亡に関する警備対策室

イ 設置期間

平成23年5月2日（月）午後1時から当分の間

ウ 体制

室長：警備局長、副室長：外事情報部長、長官官房審議官（警備局担当）、  
室員：警備局内課長等

### (2) 全国警察に対する指示

ア 5月2日、警察庁から都道府県警察に対し、通達を発出し、関連情報の収集、重要施設に対する警戒警備の強化等の警備諸対策の徹底を指示した。

イ 上記指示に基づき、各都道府県警察において関連情報の収集に努めているほか、関係都道府県警察において米国大使館及び領事館、重要施設等の警戒警備の強化等の措置を講じている。

京都府警察外事課及び兵庫県警察外事課は、北朝鮮との間で不正に貨物を輸出入した容疑で、それぞれ以下のとおり被疑者を通常逮捕した。

### 1 京都府警察外事課（平成23年5月6日検挙）

#### (1) 被疑者

甲 (45歳)

#### (2) 事案の概要

被疑者は、平成21年6月18日から北朝鮮向けの全ての貨物の輸出が禁止されているにもかかわらず、平成22年6月8日、中古タイヤ671本（輸出申告価格168万4,245円）を、経済産業大臣の輸出承認を受けることなく、大阪南港から中国・大連を経由して北朝鮮に不正に輸出したものである。

#### (3) 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）

### 2 兵庫県警察外事課（平成23年5月11日検挙）

#### (1) 被疑者

A : (44歳)

B : (40歳)

C : (47歳)

D : (42歳)

E : (65歳)

※ 被疑者C及びDについては、平成22年12月6日に兵庫県警察が検挙した北朝鮮向けポリエステル生地の不正輸出事件における被疑者（その後、処分保留となっていたもの）である。

#### (2) 事案の概要

被疑者らは、共謀の上、平成18年10月14日から北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入が禁止されているにもかかわらず、平成21年4月23日、北朝鮮を原産地とする女性用ショートパンツ298着（仕入書価格8万9,802円）を、経済産業大臣の輸入承認を受けることなく、中国・大連から大阪南港に不正に輸入したものである。

#### (3) 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸入）

### 3 参考

第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出入等の防止については、昨年5月28日の閣議において、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格に対応するよう総理から指示があったところであるが、本件は、同指示以降検挙された北朝鮮向け迂回輸出入事件としては7件目及び8件目となる。

**1 被害状況**（5月11日現在。以下同じ。）

死者：14,981人、行方不明者：9,853人、負傷者：5,280人

**2 警備体制**

- これまでに全ての都道府県警察から約34,200人の警察官を派遣。
- 約12,500人体制で災害警備活動を実施中。
  - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
  - ・ 派遣部隊：約4,500人（岩手約1,500人、宮城約1,900人、福島約1,100人）

**3 主な災害警備活動****○ 福島第一原子力発電所周辺における活動**

- ・ 4月22日の警戒区域の設定に伴い、特別派遣部隊約250人態勢で警戒区域内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 福島県警察では、4月14日以降、福島第一原子力発電所から10km圏内の行方不明者の捜索を継続実施しており、5月1日からは、比較的線量の高い大熊町熊川地区の捜索も実施。
- ・ 福島県警察では、5月10日から実施された警戒区域内への一時立入に伴い、バスの先導、警戒活動等に従事。

**○ 被災県警察に対する支援体制の強化****・ 身元確認のための家族からの再聴取に対する支援**

被災県警察において、鋭意取り組んできた身元確認作業を更に強化するため、東日本の都県警察が中心となって、身元確認作業支援部隊を派遣（岩手県28人、宮城県60人、福島県18人）し、5月13日から10日間にわたって、行方不明者の家族からの再聴取（本人に直接関係する資料の有無の再確認、DNA型の親子鑑定的手法の活用を図るための資料採取等）の支援を実施予定。

**・ 警察車両の管理換えによる配備**

被災県警察に対する警察車両約100台の管理換え（4月20日までに完了）に続き、第二次管理換えを実施中（26台中11台完了）。

※ 岩手：13台（うち4台完了）、宮城：1台（完了）、福島：12台（うち6台完了）

また、岩手県下で避難所警戒等を実施中の大阪府警察警備部隊が、特派終了後に無線警ら車等の警察車両24台を一時管理換え予定。

**○ 身元確認**

警察官約700人体制で遺体を見分、身元確認を実施。これまでに約12,700体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約85%）。

**○ 防犯、犯罪取締り及び被災者支援**

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。また、悪質な流言飛語について、国民への注意喚起等を実施。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケアを実施。

**○ 被災者に対する運転免許証の再交付状況**

被災3県警察（岩手、宮城、福島）において13,273件。被災3県警察を除く東北管区及び関東管区内の県警察並びに警視庁（計14都県警察）において1,396件。合計14,669件（5月8日現在）。

**○ 通信機能の維持のための活動**

宮城県山中の無線中継所（1箇所）への燃料補給、気仙沼署の仮庁舎への移転に伴う通信施設の設置により通信機能を維持。全国からの職員の応援派遣（38人）等により、通信機器、無線中継所の復旧に向けた実査・整備検討。